

# 告示

## 埼玉県告示第四百六十三号

飯能市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和四年五月十日

埼玉県知事 大野 元裕

飯能市	令和二年度	地籍図三十四枚	青木第一地区（大	令和四年四月
	令和三年度	地籍簿二冊	字双柳、大字青木	二十七日
			の一部）	
調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日	証